

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に
規定する人権に関する実態の公表

平成26年7月

高 知 県

目 次

1 人権全般 -----	1
(1) 人権尊重に向けた取組	
(2) 人権啓発に関する取組	
(3) 教育での取組	
2 同和問題 -----	4
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
3 女性 -----	5
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
4 子ども -----	7
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
5 高齢者 -----	8
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
6 障害者 -----	9
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
7 高齢者・障害者 -----	10
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
8 HIV感染者等	
I エイズ患者・HIV感染者等 -----	11
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
II ハンセン病元患者等 -----	12
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
9 外国人 -----	13
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
10 その他の人権課題	
I 刑を終えて出所した人 -----	14
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	
II ハラスメント問題など -----	15
(1) 人権侵害の事例	
(2) 人権尊重への主な取組の事例	

1 人権全般

(1) 人権尊重に向けた取組

ア 高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

イ 高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進するため、平成12年3月に条例に基づいて策定し、人権施策の推進に努めてきましたが、その後の社会状況の変化や今日的な人権課題に対応していくため、平成26年3月に「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」を策定し、更なる人権施策の充実に取り組むこととしました。

ウ 高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

人権意識の高揚を図るため、県民の方々にあまり知られていない人権尊重への取組や人権が侵害されている実態を明らかにし、身近に存在している差別に気づいていただくことをねらいとして、平成12年3月、平成16年3月、平成25年8月に条例に基づいて公表しました。

なお、平成26年度からは、毎年、県人権課のホームページにおいて、公表していくこととしています。

エ 人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることを目的として、平成14年度、平成24年度に人権全般にわたる意識調査を実施しました。

平成24年度調査は、県内在住の成人3,000人を対象として平成24年8月20日から9月5日にかけて実施し、平成25年3月に調査結果を公表しました。

なお、「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」において、意識調査については、5年ごとに実施していくことを明記しており、次の調査は、平成29年度を予定としています。

(2) 人権啓発に関する取組

【平成25年度】

- 人権啓発映画のテレビ放映：3回（6・9・11月）
- 人権啓発番組制作
 - ・「女性」の人権課題について、男女共同参画をテーマに制作
- 人権啓発テレビ放送（スポット放送）
 - ・6課題186回（女性・子ども・高齢者・障害者・HIV感染者等・外国人）
- 人権啓発シリーズ新聞掲載：7回
- 人権啓発研修企業リーダー養成講座
 - ・ヒューマンパワー育成講座 5講座 延べ190名
 - ・ハートフルセミナー 5講座 延べ600名

○人権ふれあい支援事業

- ・民間団体が自主的に行う人権意識の高揚を目的とした交流体験活動などへの支援
(9団体)

○人権啓発フェスティバル開催事業

「第17回じんけんふれあいフェスタ」(12月8日開催)

内容：伊野南サンシャインズの演奏、山田養護学校ダンス部の発表、てんてこ舞
よさこい鳴子踊り、アンパンマンショー、子どもじんけんミュージカル、じんけん
コンサート、スタンプクイズラリー、人権パネル資料展、物産展、啓発・体験
コーナーなど(参加者：9,100名)

○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- ・冠試合の開催による啓発活動(6・7月の2回：延べ815名)

(3) 教育での取組

全ての人々が人を大切に、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指して、教育のあらゆる場で、人権教育を推進しています。

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であると示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月)では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

人権教育を進めるにあたっては、以下の4点を大切にしています。

・人権が大切にされる社会を目指す(目的)

人権が大切にされる社会をつくるため、学校、家庭、地域が一体となって、人権や人権問題について学習し、理解することだけではなく、自らの生活を高め、全ての人々の人権が大切にされる社会をつくり、受け継いでいくための取組を展開していく行動力が求められています。

・全ての人々が等しく学習機会を得る(機会)

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。

・人権が大切にされた環境で学ぶ(環境)

安心して教育を受けたり、学習できる環境が整備されていない状況では、あらゆる教育活動は十分な効果を上げることはできません。子どもは、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。

・人権や人権問題について学ぶ(内容)

現代社会には、基本的な人権が侵害されている様々な人権問題があり、社会の進展とともに新たな人権問題が生み出されてきています。それらの解決のためには、それぞれの問題に固有の歴史と課題があることをふまえて、正しい理解と認識を深めることが必要です。その際、単に知識や理解を深めるのみにとどまらず、人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けた態度を育むことが大切です。

【平成 25 年度】

- 高知県人権教育推進協議会：1回 ※テーマ：自尊感情を育む教育の推進
- 人権教育主任連絡協議会：5回（参加者 312 名）
- 人権教育推進リーダー育成事業：3回（対象者 11 名）
- 人権作文募集事業：応募数 446 編
 - ※法務局や人権啓発センターとの共催とし、広報活動や啓発活動にも役立てている。
- 人権教育推進講座支援事業（田野町、土佐町、三原村）
- 人権教育研究推進事業（人権教育総合推進地域事業：高知市立南海中学校区、人権教育研究指定校事業：高知市立朝倉第二小学校・黒潮町立佐賀中学校）
- 「豊かな人権教育の創造」実践交流会（全国人権教育研究協議会主催）：参加者 130 名
- 親子で考えるネットマナーアップ事業
 - ・ネット問題啓発のための保護者向けリーフレットの作成・配布（県内全ての小・中・高・特別支援学校の保護者）
 - ・情報モラルを身に付けるための児童生徒向けリーフレットの作成・配布（県内全ての小学校 4 年から中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒）
 - ・リーフレット等を活用した保護者への啓発活動の推進
 - ・インターネットの危険性も含めて、正しく携帯電話・スマートフォン等を利用するための児童生徒に対する学習への支援
- 非行防止対策ネットワーク会議
 - ・フィルタリングの設定率を上げる取組やネット依存への対策等、関係各課でネット問題の総合的な対策を協議

2 同和問題

(1) 人権侵害の事例

ア 同和問題に関する差別事象の受付状況

(高知県文化生活部人権課)

(件)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
発言	13	4	7	5	13
落書	3	—	2	—	2
書簡	—	—	1	1	—
表記	—	—	1	—	—
ネット	—	2	6	2	2
合計	16	6	17	8	17

※ 書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板への書き込みや電子メール等

イ 人権侵害の主な事例

※報告のあった同和問題に関する差別事象の内容

(ア) 差別発言・差別落書き

言葉の持つ歴史的な背景や意味を正しく理解しておらず、人を攻撃したり、蔑んだりするのに使うなど、安易な発言があります。

※平成21年度から平成25年度人権侵害事例受付：差別発言（42件）

差別落書き（7件）

(イ) インターネット上の差別書き込み

部落差別の助長につながるようなインターネット上のサイトや電子掲示板への悪質な書き込みが発見されています。

※平成21年度から平成25年度人権侵害事例受付：12件

(ウ) 結婚差別

子どもの結婚相手が対象地域の人であるかどうかを確認する事例があります。

※平成25年度人権侵害事例受付：1件

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成25年度】

第40回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業

・強調旬間啓発事業

平成25年7月10日 高知県立県民文化ホール（オレンジ） 参加者387名

講演 「気づけば高まる人権意識～講演と古典落語で笑顔で学ぼう～」

講師：桂 七福

講演 「部落差別をこえて～取材ノートから～」

講師：白井 敏男

・新聞広告、ポスターの掲示、列車車内広告等

3 女性

(1) 人権侵害の事例

ア 女性の悩み事等の相談件数

(件)

年度	女性相談支援センター			こうち男女共同参画センター「ソーレ」		
	相談件数	うち、DV関係	割合	相談件数	うち、DV関係	割合
H20	1,738	381	21.9%	989	108	10.9%
H21	1,601	459	28.7%	934	92	9.9%
H22	1,631	632	38.7%	1,430	94	6.6%
H23	1,524	579	38.0%	1,322	71	5.4%
H24	1,453	532	36.6%	1,491	106	7.1%
H25	1,289	419	32.5%	1,719	80	4.7%

イ 人権侵害の主な事例

※相談のあった事例

- アルコール依存、薬物依存のある夫から、何でもない時に殴る蹴るの暴力を振るわれる。
- 夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したりし、引きずりまわされたりする。
- 夫から「親姉妹や、友人等との関係を絶って、付き合うな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- 内縁の夫から、仕事の関係者が男というだけで、木刀で叩かれたり、殴る蹴るの暴力を受け、髪の毛も切られた。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成25年度】

ア 女性の悩み事等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」で対応

イ DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

(人数には要保護女子の同伴児者を含む)

(人)

年度	県の一時的保護所			県の自立支援施設		
	保護人数	うち、DV関係	割合	入所人数	うち、DV関係	割合
H20	156	121	77.6%	14	5	35.7%
H21	164	125	76.2%	11	6	54.5%
H22	136	109	80.1%	6	4	66.7%
H23	163	140	85.9%	13	10	76.9%
H24	158	131	82.9%	8	4	50.0%
H25	68	54	79.4%	3	3	100.0%

- 民間シェルターへの支援
- DV被害者の自立支援等に取り組む団体等との連携強化
- 市町村等へ働きかけ（被害者の早期発見・救済への協力等）

ウ 県民への女性の人権やDV問題に関する啓発

①講演会

○男女共同参画推進月間講演会

「希望格差社会と男女共同参画」

講師等：講師：山田 昌弘（中央大学教授）

会場ソーレ、参加者 120 名

○DV防止啓発講演会

「DVとこども、そして性暴力～被災地におけるDV支援の状況」

講師等：八幡 悦子（NPO法人ハーティ仙台代表、(公財)せんだい男女共同参画財団理事）

会場ソーレ、参加者 64 名

②市町村・地域への研修等への講師派遣

女性相談支援センター職員 15 回 ソーレ出前講師 17 回

③その他 広く県民を対象とした啓発

講座・研修：ソーレ実施事業 20 事業

女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業（5 団体）

ソーレ情報誌（4 回）、ソーレメルマガ（11 回）、啓発パネル貸出（18 件）

県内 9 クラブの国際ソロプチミストと連携した啓発活動

相談カードの作成・配布（女性相談支援センターと民間団体との協働）

DV対策連携支援ネットワーク会議の開催

DV啓発ポスター等の作成による啓発

県広報媒体（広報紙・TV等）や人権啓発センター事業（テレビCM）の活用

エ 県内相談機関の相談員を対象とした研修の実施

①「相談の基礎～相談員が負うべき責任と機関が負う責任～」

講師：加藤 伊都子（フェミニストカウンセリング堺）

参加者：34 名

②「DV加害者を含む男性相談者への対応～よりよい被害者支援をするために～」

講師：山口 のり子〔アウェア（aware）〕

参加者：35 名

③「相談対応に役立つ法律知識～相談者、対応者、専門家がつながる支援に向けて～」

講師：中島 香織（法テラス高知法律事務所）

参加者：34 名

4 子ども

(1) 人権侵害の事例

ア 児童相談所における児童虐待相談対応件数及び相談経路別対応
(件)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
高知県	155	142	116	153	181
全国	44,211	56,384	59,919	66,807	—

(平成25年度は速報値)

(対応状況：H25年度 181件の内訳)

項目		件数	割合	項目		件数	割合
相談経路	学校等	30	16.6%	虐待種別	身体的虐待	49	27.1%
	市町村機関	21	11.6%		保護の怠慢等	50	27.6%
	家族	28	15.5%		心理的虐待	77	42.5%
	警察等	20	11.0%		性的虐待	5	2.8%
	その他	82	45.3%				
主たる虐待者	実母	87	48.1%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	35	19.4%
	実母以外の母親	2	1.1%		3歳～学齢前	29	16.0%
	実父	30	16.6%		小学生	75	41.4%
	実父以外の父親	15	8.3%		中学生	33	18.2%
	その他	47	25.9%		高校生	9	5.0%

イ 高知県におけるいじめの認知件数(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

(文部科学省調査<高知県・国公立学校>) (件)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
小学校	31	53	133	90	201
中学校	145	123	225	174	421
高等学校	47	30	38	35	64
特別支援学校	1	1	0	1	3
合計	224	207	396	300	689

ウ 人権侵害の主な事例

※いじめの主な事例(公立学校)

いじめの態様については、「冷やかす・脅す・嫌なことを言われる」が351件(54.1%)で全体の半数以上を占め、次いで「軽くたたく、蹴る」が133件(20.5%)、「仲間はずれ・集団無視」が95件(14.6%)である。

また、携帯電話等での誹謗中傷の書き込みが32件となっており、前年度より14件増加している。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 25 年度】

- 児童相談所の組織・対応力の強化と県外先進地への派遣研修等による職員の専門性確保
(3名：2名1か月間、1名2週間)
- 入所児童権利擁護ノートの入所児童への周知及びサポートケアの実施
- 虐待防止や虐待通告の意識醸成等を図るため官民協働によるオレンジリボン運動の実施
(対象期間：11月) ※11月10日 たすきりレーイベントは雨天中止
- 児童養護施設等との連携強化事業の実施
 - ・外部講師を招へいし、処遇困難事例の検討(2回)
 - ・CSP(コモンセンスペアレンティング：親子関係の修復プログラム)研修
- 要保護児童対策地域協議会の運営支援(モデル市町村への支援等)：(研修会：3回)
- 中1仲間づくり合宿支援事業費補助金：合宿実施校25市町村63中学校
 - ・中1仲間づくり合宿指導者養成研修：1回(参加者30名)
- 志育成型学校活性化事業～高知夢いっぱいプロジェクト～：指定中学校6校
- スクールカウンセラー等活用事業：小・中・高・特別支援学校220校に配置
- 心の教育アドバイザー等活用事業：高等学校23校に配置
- スクールソーシャルワーカー活用事業：24市町村3県立中学校に配置
- 生徒指導推進事業：補導専門職員7町村に7名配置
生徒指導推進協力員・学校相談員・生徒指導スーパーバイザー
11市町に16名配置

5 高齢者

(1) 人権侵害の事例

ア 高齢者に関する相談件数・対応件数

(シルバー110番<高齢者総合相談センター>相談件数) (件)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総数	1,050	1,038	981	995	1,081
うち人権相談	35	13	3	1	7

イ 人権侵害の主な事例

※相談のあった事例

- 母親が家族(息子)から暴言を受け、時に暴力をふるわれている。
- 母親が家族(娘)から嫌がらせで家から出されていることがある。
- 認知症の母親が家族(息子)から経済的に虐待を受けている。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 25 年度】

- 高齢者の権利擁護研修会(高齢者権利擁護研修事業) 2回 参加者 175名
- 成年後見制度啓発講演会(高齢者権利擁護研修事業) 2回 参加者 117名
- 市町村地域包括支援センター職員研修会(高齢者総合相談事業) 参加者 23名
- 「高齢者を虐待から守る」学習会(高齢者総合相談事業) 参加者 77名

6 障害者

(1) 人権侵害の事例

ア 相談件数

障害者 110 番：障害のある人やご家族が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員や弁護士が、電話や面接により相談に応じる制度（相談料は無料）

○法律相談（弁護士）：毎月 2 回（第 2・4 木曜日）13:00～15:00

○一般相談（相談員）：毎日（毎月第 2 日曜日及び祝日、年末年始を除く。）9:00～16:00

（委託先：（社）高知県社会福祉協議会）

（障害者 110 番相談件数＜電話相談事業委託業務実績報告書＞） (件)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
延べ件数	976	1,127	1,463	1,446	2,012

平成 25 年度の相談内容の内訳（合計：2012 件）

生活相談（人生・家庭生活）：1643 件	人権・法律：41 件
経済：63 件	福祉サービス：82 件
いきがづくり：26 件	保健・医療：157 件

イ 人権侵害の主な事例

※相談のあった事例

○家族が自分（相談者）の金銭管理をしており、困っている。

○夫が世話をしている知的障害者の娘が虐待されているのではないかと心配している。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 25 年度】

○障害者週間の集い 平成 25 年 12 月 8 日（参加者 461 名）

○障害者作品展の開催 平成 25 年 12 月 7 日・8 日 帯屋町 2 丁目商店街

出品団体：28 団体 販売出品点数：7818 点

作品展示出品数：135 点 施設・作業所等紹介パネル展示数：11 点

○全国障害者スポーツ大会参加 平成 25 年 10 月 12 日～14 日 76 名（うち選手 51 名）

○こうちあったかパーキング 利用者証交付数：6569 名 協力事業所数：1056

○障害者美術展（スピリットアート） 平成 25 年 10 月 4 日～14 日

展示作品：絵画 85、工芸 43、写真 10、書道 42、立体作品等 20 合計 200

入場者数：5013 名

○障害児に関わる機関での支援内容や記録を共有する「つながるノート」（個別支援計画）を作成・配布

○障害者雇用モデル事例・障害者就労支援事業所が製造・販売する製品を紹介する冊子を作成・配布（「HAPPY」）

7 高齢者・障害者

(1) 人権侵害の事例

※下記のア、イは、日常生活自立支援事業に関する内容

日常生活自立支援事業とは、地域で生活する判断能力が不十分な方の生活支援のための事業。生活支援員等の地域住民と連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、併せて福祉サービス利用料や日常的なお金の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業である。(社会福祉法第2条第3項第12号)

ア 利用者数、契約締結数（日常生活自立支援事業）

(日常生活自立支援事業の利用者数)

(人)

区 分	H21年度 利用者数	H22年度 利用者数	H23年度 利用者数	H24年度 利用者数	H25年度 利用者数
認知症高齢者	237	266	252	258	245
知的障害者	211	230	248	275	264
精神障害者	82	92	115	126	123
その他	12	16	14	17	20
合 計	542	604	629	676	652

(日常生活自立支援事業の利用について、契約を締結した人数)

(人)

区 分	H21年度 契約締結実績	H22年度 契約締結実績	H23年度 契約締結実績	H24年度 契約締結実績	H25年度 契約締結実績
認知症高齢者	77	67	55	77	57
知的障害者	36	29	34	44	13
精神障害者	17	22	33	28	19
その他	2	5	1	5	6
合 計	132	123	123	154	95

※契約は、本人、高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）の3者で行う。

イ 人権侵害の主な事例

※相談・対応事例

- 不必要な高額商品を買わされる、不必要な住宅のリフォームを強いられるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- 年金の入る通帳を子どもにとられ、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。
- 親族等に年金担保で借入させられ、生活が困窮する。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成25年度】

- 県社協による「日常生活自立支援事業」（県が事業費を補助）を実施。
- 県社協から市町村社協への移行に際し必要となる利用継続中の方の引継ぎや個別支援のための関係機関との連携体制構築を支援する駐在専門員を県社協に配置。

8 HIV感染者等

I エイズ患者・HIV感染者等

(1) 人権侵害の事例

ア HIV相談件数

(保健所受付<高知市を含む>)

(件)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
HIV相談件数	133	118	101	144	137

イ 人権侵害の主な事例

※相談のあった事例

- 周囲の偏見が心配(プライバシーの漏洩)。
- 市町村窓口へ制度利用の申請に行きにくい(感染者・患者)。
- 地元の保健所に検査・相談を受けに行くことを躊躇する。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成25年度】

- 「HIV検査普及週間(6月3日～6月7日)」
HIV時間外検査・相談の実施：2件(相談0件)
- 「世界エイズデー(12月1日)」にあわせた啓発活動
キャンペーン、イベント：3箇所
HIV検査・相談：21件(うち相談6件)
- 学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育
小学校への出前講座：7校(192名)
- 「結核予防週間(9月24日～9月30日)」にあわせた啓発活動
街頭啓発・各種集会(パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等)
テレビ・新聞による広報(知識の普及、予防意識の啓発)

II ハンセン病元患者等

(1) 人権侵害の主な事例

※入所者との意見交換による（過去の事例）

- 療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、何の治療も受けないまま入所生活を継続させられた。
- 入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた。
- ハンセン病という理由で入所させられたにもかかわらず、職員が行うべき重症患者の看護、介護その他作業に従事させられた。
- 療養所に近い郡部の店では、入店を断られたこともあった。
- 患者の親族においても、故郷では差別を受けるため、他地域での生活を余儀なくされた。
- 療養所への入所後、家族の縁談が破断になった。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 25 年度】

- 「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」への参加呼びかけ
平成 25 年 6 月 28 日（金） かるぼーと（高知県高知市）
参加人数：約 200 名
- 中高生等による療養所訪問
国立療養所大島青松園（香川県）：平成 25 年 7 月 29 日（月）
訪問人数：25 名（3 校：22 名（高校生 19 名、引率教員 3 名）、県担当課等同行者 3 名）
- ボランティアグループによるよさこい踊り等の訪問
国立療養所大島青松園（香川県）：平成 25 年 8 月 7 日（水）
参加人数：21 名（県担当課同行者 2 名を含む）
国立療養所長島愛生園（岡山県）：平成 25 年 11 月 7 日（木）
参加人数：21 名（県担当課同行者 2 名を含む）
- ハンセン病元患者への個別訪問
高知県出身者の元患者が在園する療養所訪問：8 園中 6 園を訪問

9 外国人

(1) 人権侵害の事例

ア 人権・生活相談件数

平成25年12月31日現在、国籍・地域別外国人住民数は、3,348人となっています。

中国が1,259人と最も多く、韓国・朝鮮607人、フィリピン541人、インドネシア191人と続いています。総数では、平成16年の3,971人を境に年々減少（平成21年を除く）し、この5年間では、平成21年の3,625人に比べ277人、7.6%の減少となっている。

人権・生活相談受付件数（過去5年間の受付件数）（主催：（公財）高知県国際交流協会）

（件）

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
暴力・離婚	1	—	—	2	1
在留資格	—	3	1	2	—
住居	—	—	3	—	—
ストレス	—	—	1	—	—
その他	1	6	4	3	2
合計	2	9	9	7	3

イ 人権侵害の主な事例

人権・生活相談件数については、平成24年度に比べると7件から3件と減少しています。相談内容としては、夫からの暴力など家庭内のものが1件、健康問題・運転免許の取得などその他2件となっています。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成25年度】

○ 国際理解教育の推進による差別意識の解消への取組

① 異文化理解（出前）講座（主催：（公財）高知県国際交流協会）

教育機関等で、県国際交流員等が講師として、自国の文化等を紹介し、異文化への理解を深めてもらいます。また、県民を対象とした講座を開催し、異文化への理解を深めてもらいます。

② ジュニア国際大学（主催：（公財）高知県国際交流協会）

小学校高学年を対象に、国際理解のための基礎知識や異文化コミュニケーションに必要な基本的な知識・技能などを習得させる講座を開催し、異文化への理解を深めてもらいます。

③ 国際ふれあい広場inこうち（主催：（公財）高知県国際交流協会）

民間国際関係団体等による活動内容の発表や写真パネル展等の国際交流・国際協力に関する総合イベントを開催し、参加された県民の方の国際意識を深めてもらいます。

○ 日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取組

① 日本語講座初I・II・III、漢字読み書きクラス（主催：（公財）高知県国際交流協会）

日本語の不自由な県内在住外国人を対象に、日常生活に適応できるよう基礎的な日本語を習得してもらいます。

②昼間の日本語講座開催事業（主催：(公財)高知県国際交流協会）

夜の日本語講座や土曜日の日本語サロンに参加できない外国人を対象に平日の昼間に日本語講座を開設し、基礎的な日本語能力を習得してもらいます。

③日本語ボランティア講師養成講座開催事業（主催：(公財)高知県国際交流協会）

日本が不自由な県内在住外国人に日本語を教えることができるボランティアの講師を養成するための講座を開催し、日本語を習得できる機会を増やします。

○人権侵害による被害の救済等への対応

生活相談窓口の設置

開催場所：(公財)高知県国際交流協会 高知市本町4-1-37

TEL (088) 875-0022 FAX (088) 875-4929

10 その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

(1) 人権侵害の事例

ア 保護観察所等からの依頼・相談件数

(地域生活定着支援センター)

(件)

	H23年度(6月~)	H24年度	H25年度
合計	17	44	40

イ 人権侵害の主な事例

高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、必要とする福祉的支援を受けられない。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため「高知県地域生活定着支援センター」を設置（委託先：一般社団法人高知県社会福祉士会）し、矯正施設退所者の社会復帰を支援している。

- 1 福祉サービスのニーズ確認
- 2 受け入れ先施設等のあっせん
- 3 福祉サービス等に係る申請支援
- 4 受け入れ施設等への助言
- 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援

【平成25年度】

対応内容	人数
コーディネート（特別・一般） ※特別：退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行う。 ※一般：退所後の帰住予定地が確保されている者を対象に生活環境の調整を行う。	20人
フォローアップ	6人
相談支援	14人
合計	40人

講演会の実施

- 講 師：あさなみワークキャンプトレーニングセンター 高橋 一馬 所長
演 題：思いやりで生きる～AWCの支援実践から～
参加者：85名
- 講 師：龍谷大学大学院 浜井 浩一 教授
演 題：治安の最後の砦から、福祉の最後の砦へと変貌する刑務所
～刑罰の在り方、司法と福祉の連携を考える～
参加者：120名

II ハラスメント問題など

(1) 人権侵害の事例

ア 高知労働局雇用均等室への相談件数

※ () 内はうち労働者からの相談件数 (件)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
職場における セクハラハラスメント	123 (58)	149 (91)	144 (87)	82 (55)	126 (90)
育児・介護休 業等について	761 (82)	2,899 (132)	1,372 (115)	3,251 (139)	505 (100)

イ 人権侵害の主な事例

- 宴会の帰りの車中で、事業主からセクハラ行為を受け退職を余儀なくされた。
- 上司からセクハラ行為を受け、事業主に相談したが適切な措置を講じられない。
- 同僚から性的な噂を流布された。

(2) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 25 年度】

少子対策課の設置する「高知県少子化対策推進県民会議」や、高知労働局等と連携して実施する「ワーク・ライフ・バランス」に関する下記の事業に取り組んだ。

- ワークライフバランス推進キャンペーン (平成 25 年 11 月 10 日～平成 25 年 11 月 23 日)
- ワークライフバランスセミナー開催 (1 回、35 名参加)
- ワークライフバランス周知・啓発 (企業訪問：159 社)
- 次世代育成支援事業の周知・啓発 (認証企業数：107 社) ※平成 26 年 3 月末

お知らせ

「高知県人権施策基本方針―第 1 次改定版―」の第 4 章で記載している 10 の身近な人権課題のうち、平成 26 年度から新たに追加した「犯罪被害者等」・「インターネットによる人権侵害」・「災害と人権」の 3 課題については、平成 27 年度の公表から掲載することになります。